

# 歯科保健医療事業推進補助金交付要綱

平成 26 年 6 月 6 日 保健福祉局長決定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人神戸市歯科医師会（以下、「市歯科医師会」という）が行う歯科保健医療に関する事業の実施にあたり、市歯科医師会事務局が必要とする間接経費の一部を神戸市が補助することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助の目的)

第 2 条 この補助金は、市歯科医師会の自主事業及び神戸市補助事業など歯科衛生推進事業を通じて、神戸市民の歯科保健医療の向上を図ることを目的に活用する。

(対象経費)

第 3 条 この補助金の対象となる事業及びその対象経費は別紙 1 に掲げるとおりであり、これ以外の用途に使用してはならない。

(交付申請)

第 4 条 市歯科医師会は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 事業計画書

(交付決定及び補助金の額)

第 5 条 市長は、前条の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により市歯科医師会に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定にあたり必要な条件を付することができる。

3 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において決定するものとする。

(補助金の請求)

第 6 条 市歯科医師会は、前条の通知を受けた後、速やかに、補助金交付請求書（様式第 3 号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、請求書の提出によって補助金を交付する。

(補助事業の変更等)

第 7 条 市歯科医師会は、補助事業の内容若しくは遂行計画又は補助事業に関する経費の配分（市長が定める軽微な変更を除く）の変更を行おうとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 5 号）により、市歯科医師会に通知するものとする。

(事業実績報告)

第 8 条 市歯科医師会は、補助事業実績報告書（様式第 6 号）を会計年度終了後速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、既に交付した補助金の精算を行うものとする。

(帳簿の備付け)

第 9 条 市歯科医師会は、本要綱に基づく補助金にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかななければならない。

(調査報告)

第 10 条 市長は、必要があると認めるときは、市歯科医師会に対して、補助金の執行状況について報告を求め、または帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、市歯科医師会が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱に違反したとき
- (2) 補助金を該当交付の目的以外に使用したとき
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき  
(施行の細目)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は健康局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月6日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日以後施行日前における別紙1に掲げる対象事業及び対象経費についても、この要綱に基づく補助金の使途として認めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月16日から施行する。